事業系ごみの出し方が変わります

令和７年４月１日から、田川地区清掃センター「さくら環境センター」が稼働することに伴い、事業系ごみの出し方が変わります。

事業系ごみとは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、法人・個人・営利団体・非営利団体（事業者）の**事業活動に伴って排出されるごみは、「事業系廃棄物」**として、自らの責任において適正に処理しなければなりません。

事業系廃棄物は**「事業系一般廃棄物」**と**「産業廃棄物」**に分けられ、事業系一般廃棄物の例としては、「飲食店から出る生ごみ」、「事務所から出る紙」や「従業員などが出した個人のごみ（弁当容器、レジ袋やペットボトル等）」などがあげられます。

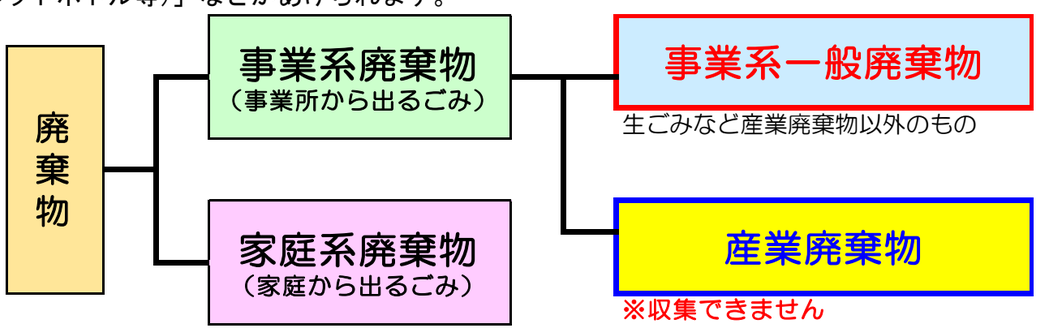

産業廃棄物とは

産業廃棄物とは、事業活動から出た廃棄物のうち、法令で定める２０品目（種類）の廃棄物のことをいいます。事業者は、産業廃棄物を処理する際には法律に定められた処理基準に従って適正に処理しなければなりません。

産業廃棄物の収集運搬や処分を行うには、県知事の許可が必要です。

産業廃棄物20品目

あらゆる事業活動に伴うもの

品目
①燃え殻
②汚泥
③廃油
④廃酸
⑤廃アルカリ
⑥廃プラスチック類
⑦ゴムくず
⑧金属くず
⑨ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず
⑩鉱さい
⑪がれき類（工作物の新築・改築・除去）
⑫ばいじん

特定の事業活動に伴うもの

品目	特定業種
⑬紙くず	建設業、紙製造業、出版業、製本業、印刷物加工業など
⑭木くず	建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業
⑮繊維くず	建設業、繊維工場
⑯動植物性残さ	食品・医薬品・香料製造業
⑰動物性固形不要物	と畜場・食鳥処理場
⑱動物ふん尿	畜産農業
⑲動物の死体	畜産農業
⑳政令第13号廃棄物	前記①から⑲の産業廃棄物を処理したもので、①から⑲に該当しないもの

よくある質問

問　事業系ごみとはどんなものですか。

- 事業系ごみとは、事業活動に伴って排出されるすべてのごみをいい、製造業や建設業などに限らず、事務所や店舗等の商業施設や学校、社会福祉施設等も含まれます。

問　住居兼店舗ですが、家のごみとお店のごみの両方が出ます。

- 事業系ごみでも少量であれば家庭系ごみとして町が収集します。少量のごみとは、もえるごみ１回のごみ出しが３袋（６袋/週）以内、燃えないごみ、資源ごみの１回のごみ出しがそれぞれ２袋以内、粗大ごみの１回のごみ出しが５個以内です。

問　４月以降も、現在、回収をしている業者に事業系ごみの委託はできますか。

- 許可業者であれば、４月以降も委託は可能です。

問　産業廃棄物の処理はどこに頼めばよいですか。

- 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所または福岡県産業資源循環協会（０９２－４０９－８９１１）にお問合せ下さい。

問　事業系ごみに燃えないごみ、かん、びん、ペットボトルなどがないのはなぜですか。

- 事業所の燃えないごみ、資源ごみや粗大ごみは産業廃棄物になります。ただし、１回のごみ出しでそれぞれ２袋以内（粗大ごみは５個以内）は、家庭系ごみとして町が収集します。

問　産業廃棄物として処分すると小規模店舗には負担になります。

- 金属や古紙などリサイクルできるものは、金属・古紙回収業者に引き取りを依頼し、ごみの減量化にご協力ください。燃えないごみ、資源ごみや粗大ごみの１回のごみ出し量が、それぞれ２袋以内（粗大ごみは５個以内）になれば、家庭系ごみとして町が収集します。

問　事業所等から出る粗大ごみはどのように出したらよいのですか。

- 事務用機器、金属やガラス等の素材の粗大ごみは産業廃棄物です。ただし、木材等の素材（建設業、木材・木製品製造業等特定の事業活動に伴うものを除く）のみの少量の粗大ごみは町が収集します。

問　飲食店から出る生ごみは、産業廃棄物になりますか。

- 事業系一般廃棄物になります。なお、食品製造業等が出す生ごみは、産業廃棄物（動植物性残さ）になります。

問　ダンボールなどの古紙を回収してくれる業者はありますか。

- 許可業者の中に古紙回収を行う事業者がありますので、許可業者にご相談ください。

問　許可業者の収集運搬料金は、収集運搬業者によらず一律の料金なのですか。

- 収集運搬業者ごとに異なり、一律ではありません。許可業者に直接お尋ねください。また必要に応じて、複数の業者から見積を取って下さい。

問　事業系ごみを出す場合に町の指定ごみ袋や証紙は必要ですか。

- 事業系ごみとして許可業者が収集する場合は、原則として指定ごみ袋は不要です。なお、家庭ごみとして出す場合は、今までどおり指定ごみ袋や証紙が必要です。

《お問い合わせ》

【事業系ごみに関すること】	【産業廃棄物に関すること】
香春町役場　税務住民課　生活環境係	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
〒822-1492	環境指導課　環境指導第３係
田川郡香春町大字高野 994 番地	〒820-0004
TEL：0947-32-8400　FAX：0947-32-4815	飯塚市新立岩８番１号（別館２階）
E-Mail：seikatu-kankyo@town.kawara.fukuoka.jp	TEL：0948－21－4814　FAX：0948－23－4162

町がごみを収集する事業者

４月１日から、現在事業系廃棄物として収集している事業者であっても、**ごみの排出量が少ない事業者のごみは、家庭系廃棄物として収集します。**（香春町指定ごみ袋が必要です。）対象となる事業者は、次のとおりです。

※現在香春町の委託業者が収集している事業者は、現在の排出場所に、これまでどおり出せます。家庭系廃棄物として収集するため、収集運搬手数料は、不要になります。

- **燃えるごみの１回のごみ出しが３袋以内（1 週間のごみ出しが６袋以内）**
- **燃えないごみ、紙類、布類、缶、ペットボトルの１回のごみ出しがそれぞれ２袋以内**
- **粗大ごみの１回のごみ出しが５個以内**

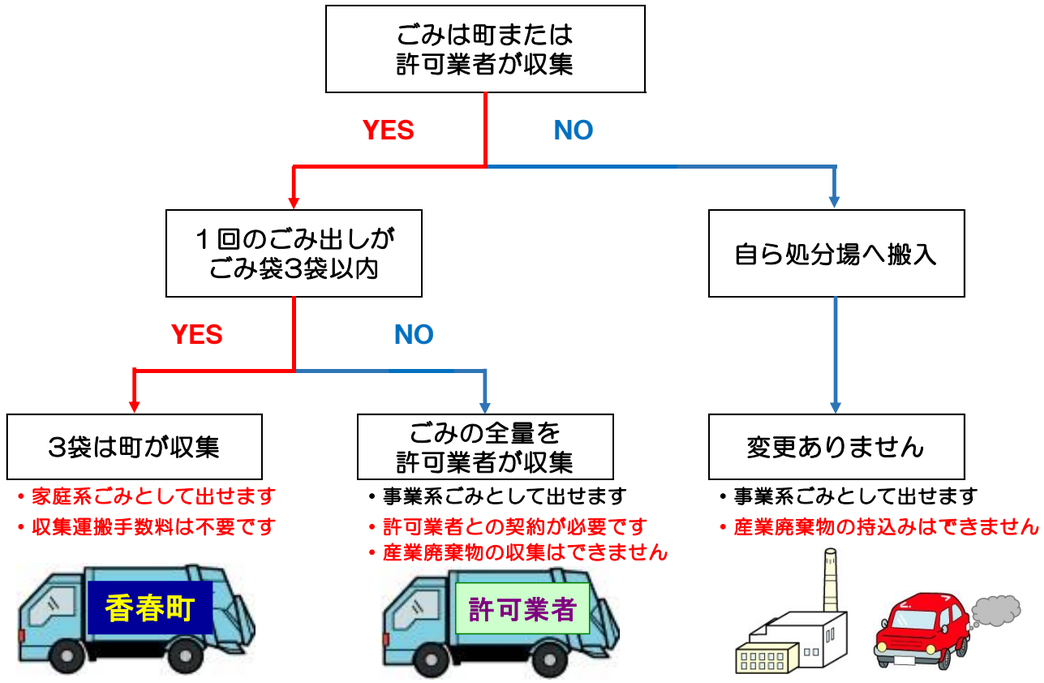

許可業者

事業者は、事業系ごみを自ら処分場に持ち込むか、または次の許可業者に運搬、処分させなければなりません。

番号	許可業者名	所在地	電話番号	
1	㈲彩春環境	田川市大字糒 2302 番地 64	0947-45-7778	
2	㈱クリーン北部九州	田川市大字川宮 713 番地 6	0947-32-7474	

＜許可業者に収集運搬を依頼する手順＞

① 上の許可業者に連絡
② 許可業者と協議（量、回数、費用等）
③ 許可業者と契約
④ 許可業者がごみを収集運搬

※古紙の回収を希望する場合、上記の許可業者に相談することも可能です 。

ごみの収集方法

ごみを出す量によって、収集方法が次のようになります。
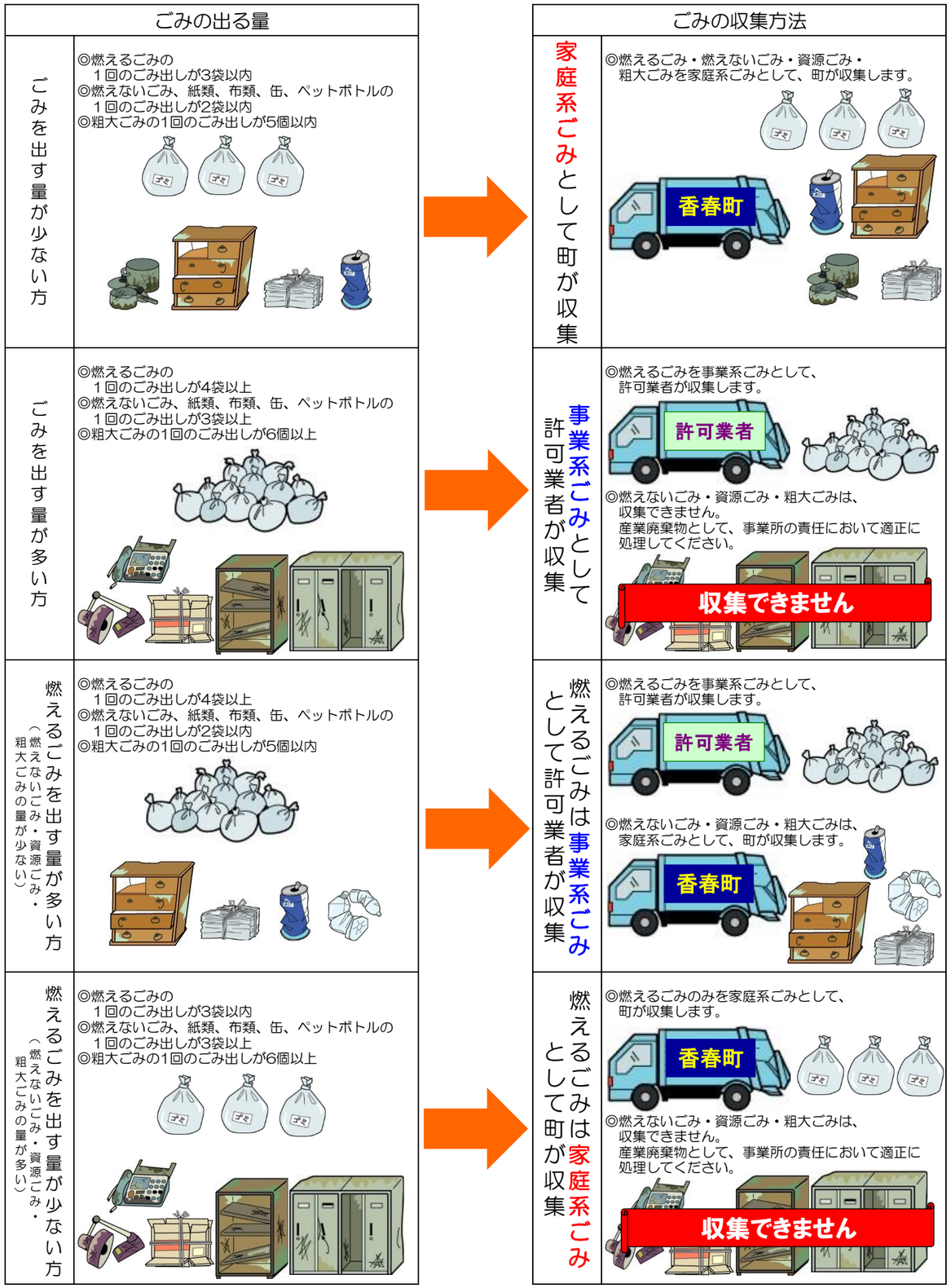
ごみの出る量		ごみの収集方法	
ごみを出す量が少ない方	◎燃えるごみの １回のごみ出しが3袋以内 ◎燃えないごみ、紙類、布類、缶、ペットボトルの １回のごみ出しが2袋以内 ◎粗大ごみの1回のごみ出しが5個以内	家庭系ごみとして町が収集	◎燃えるごみ・燃えないごみ・資源ごみ・ 粗大ごみを家庭系ごみとして、町が収集します。
ごみを出す量が多い方	◎燃えるごみの １回のごみ出しが4袋以上 ◎燃えないごみ、紙類、布類、缶、ペットボトルの １回のごみ出しが3袋以上 ◎粗大ごみの1回のごみ出しが6個以上	事業系ごみとして許可業者が収集	◎燃えるごみを事業系ごみとして、 許可業者が収集します。 ◎燃えないごみ・資源ごみ・粗大ごみは、 収集できません。 産業廃棄物として、事業所の責任において適正に処理してください。
燃えるごみを出す量が多い方（燃えないごみ・資源ごみ・粗大ごみの量が少ない）	◎燃えるごみの １回のごみ出しが4袋以上 ◎燃えないごみ、紙類、布類、缶、ペットボトルの １回のごみ出しが2袋以内 ◎粗大ごみの1回のごみ出しが5個以内	燃えるごみは事業系ごみとして許可業者が収集	◎燃えるごみを事業系ごみとして、 許可業者が収集します。 ◎燃えないごみ・資源ごみ・粗大ごみは、 家庭系ごみとして、町が収集します。
燃えるごみを出す量が少ない方（燃えないごみ・資源ごみ・粗大ごみの量が多い）	◎燃えるごみの １回のごみ出しが3袋以内 ◎燃えないごみ、紙類、布類、缶、ペットボトルの １回のごみ出しが3袋以上 ◎粗大ごみの1回のごみ出しが6個以上	燃えるごみは家庭系ごみとして町が収集	◎燃えるごみのみを家庭系ごみとして、 町が収集します。 ◎燃えないごみ・資源ごみ・粗大ごみは、 収集できません。 産業廃棄物として、事業所の責任において適正に処理してください。